

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』募集要項

□申請期間

2020年6月5日（金）17：00 締切

【留学生】2020年6月3日（水）17：00 締切

□申請方法

本学ホームページから学生支援緊急給付金申請書及び誓約書をダウンロードし、必要事項を記載の上、レターパック等記録の残る形で郵送してください。

※本学ではスマートフォンの申請は行っていません。

□支給金額

住民税非課税世帯の学生等：20万円

上記以外の学生等：10万円

□提出書類

① 学生支援緊急給付金申請書【様式1】

【概要】本制度による給付金の支給を申請するための書類。

※すでに機構の奨学生である場合は、振込先口座の記入は必要ありません。奨学生でない場合は、申請の手引き4ページに記載されている取扱い金融機関を確認したうえで振込先口座を記入してください。

② 誓約書【様式2】

【概要】申請者（学生等）本人が受ける給付金の支給要件等を確認するための書類。

※申告内容に虚偽の記載があったときは、支給した給付金を返還していただくことがあります。

③ 支給要件を満たすことを証明する書類（※詳細は申し込み手引き7P）

※ 1.預貯金通帳の写し

（2019年1月から現在に至るまで全てと口座番号がわかるもの）

2.アパート等の賃貸契約書の写し（自宅外生のみ）

3.新型コロナウイルス感染症対策に係る公的支援を受けている受給証明書等

（提出可能な場合）

4.アルバイト先からの給与明細（減額前、減額後）

5.奨学生証又は住民税非課税証明書

6.留学生は成績評価票

※上記1,3,4の書類を提出できない場合には、様式1の「3.申し送り事項」に理由を記載してください。

※募集要項に記載の証明書類を添付してください。

□提出先

(郵送) 〒361-0038 埼玉県行田市前谷 333 ものづくり大学 学生課学生支援係
(留学生) 〒361-0038 埼玉県行田市前谷 333 ものづくり大学 学生課留学生係

※封筒の表面に学生支援緊急給付金と明記すること。

※レターパック等記録の残る形で郵送すること。

※窓口での提出も可。その場合は事前に連絡してください。

□本件問い合わせ先

ものづくり大学学生課学生支援係 048-564-3817 kosei@iot.ac.jp

【留学生専用】 ryugaku@iot.ac.jp ※メールのみです。

□審査・推薦

申請書類を精査し、基準に合致すると大学が判断した者について、推薦枠内で推薦します。

□【虚偽申請その他不正について】

万が一申請内容に虚偽があった場合には、返金を求められます。事実に基づいた正しい情報を申告してください。

□支給対象者の要件（基準）

※以下①～⑥を満たすもの（留学生については①～⑤及び⑦を満たすもの）

① 家庭からの多額の仕送りを受けていない
② 原則として自宅外で生活をしている
③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
④ 家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない
⑤ コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む）が大幅に減少（前月比の50%以上減少）している
⑥ 既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす <ol style="list-style-type: none">1) 高等教育の修学支援新制度（以下、新制度）の第Ⅰ区分の受給者2) 新制度の第Ⅱ区分または第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の併給が可能なものにあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者3) 新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であつて、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者4) 新制度の対象外であつて、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者
◎新制度の申請に必要な成績要件があります。また、家計収入は、申請の手引きを必ず確認してください。
◎第一種奨学金の申請は成績要件があります。
⑦ 留学生等（日本語教育機関の生徒を含む）については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすことが必要。（「外国人留学生学修奨励費」等と同様。） <ol style="list-style-type: none">1) 学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績評価係数が 2.30 以上であること2) 1 か月の出席率が 8 割以上であること3) 仕送りが平均月額 90,000 円以下であること（入学料・授業料等は含まない。）4) 在日している扶養者の年収が 500 万円未満であること

※必ず「申請の手引き」をご確認ください。